

横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北区支部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 1 本支部は、「横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北区支部」と称する。

(所在地)

第2条 1 本支部の所在地は港北区支部 支部長宅におく。

(事務局)

第3条 1 本支部は、支部の運営の円滑化を図る為、必要に応じ事務局を設置できる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 1 本支部は、アマチュア無線の健全な発展と支部員相互の友好を増進し、あわせて非常災害時における無線通信により災害情報の収集、伝達に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 1 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港北区(以下「区」という)の行う防災訓練への協力。
 - ア 無線通信連絡網の確保。
 - イ 非常無線通信訓練。
- (2) 区を行う無線に関する業務並びに事業に協力する。
- (3) 支部員に対する研修、技術向上、施設整備に関すること。
- (4) 区役所クラブ局の無線通信連絡網の確保、非常無線通信訓練など、その運営に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

第3章 支 部 員

(支部員資格)

- 第6条 1 本支部の支部員は、港北区に居住または勤務しアマチュア無線局を開設している者及び、アマチュア無線局を運用することが出来る無線従事者免許を有する者。
- 2 居住、勤務地が前項に該当しない場合でも、アマチュア無線局を運用することが出来る無線従事者免許を有する者で、支部長が認めた者。

(入会手続)

第7条 1 本支部に、入会しようとする者は、支部長に書面により申し込まなければならない。ただし、満18歳未満の者については、別に定める様式により、保護者の入会同意書を提出しなければならない。

(登録および支部員証)

第8条 1 本支部に、入会申し込みをした者は、支部員として登録し、支部員証を貸与する。ただし、役員会において承認を得るものとする。

(退会および資格の喪失)

- 第9条 1 支部員が退会するときは、事務局を經由して支部長に書面により届け出なければならない。
- 2 支部員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失う。
- (1) 本人の死亡のとき。
 - (2) 会費の滞納。
 - (3) 第6条の資格を失った者。
 - (4) 本支部の事業に協力しない者。
 - (5) 電波法令に違反し、処罰の適用を受けたとき。
 - (6) 除名。
- 3 除名は、次の各号に該当する支部員に対し、役員会の決議によって決定する。
- (1) 本支部の名誉を著しく毀損した者。
 - (2) 本支部の運営および活動を妨げる行為をした者。
- 4 除名しようとする場合には、当該支部員に対しその旨を通知し、かつ、役員会において、弁明する機会を与えなければならない。

(顧問)

- 第10条 1 本支部は、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は本支部の運営に関して、支部長の諮問に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員)

- 第11条 1 本支部に次の役員をおく。
- | | |
|-------------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局役員 | 10名以内 |
| (5) 地区担当役員 | 20名以内 |
| (6) 会計・業務監査 | 2名 |

(役員職務)

- 第12条 1 本支部の役員は会の運営を司り、その職務は次の通りとする。
- (1) 支部長は本支部を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があった時は、その職務を代行する。
 - (3) 事務局は支部長、副支部長を補佐し諸業務の円滑な運営を図る。
 - (4) 地区担当役員は担当する地区の主となり諸業務の遂行を率先する。
 - (5) 会計・業務監査は、本支部の会計・業務を監査する。(役員の責務)

(役員選出)

- 第13条 1 役員は立候補または推薦された者の中より、「総会」において出席会員の過半数の承認で決定する。
- (1) 支部長は役員会で選出する。

(役員任期)

- 第14条 1 役員任期は原則2年とし、再任を妨げないが3期までを限度とする。
- 2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。
 - 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 組織と運営

(会議の区分と招集)

第15条 1 本支部の会議は、総会、役員会およびその他必要な会議とし、支部長が招集しその議長となる。ただし、支部長は議決権を有する支部員に、議長を指名することができる。

- 2 総会は、役員および支部員をもって構成する。
- 3 本支部で必要な会議は、支部長が招集しその議長となる。ただし、支部長は第1項但し書きを準用できる。
- 4 総会は、年1回とし役員会およびその他必要な会議は随時開くことができる。ただし、必要に応じて役員会の議を経て、臨時総会を開くことができる。

(定足数および議決の方法)

第16条 1 会議は、その会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。

ただし、委任状をもってこれにかえることができる。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長が決する。

(活動)

第17条 1 第5条の事業活動は、突発的な活動を除き、会員相互の協力により計画し実施されなければならない。

第5章 資産および会計

(経費及び会費)

第18条 1 本支部の経費は、支部員の会費と寄付によって賄う。

- 2 会費は年間1,000円と、毎年4月に全納する。
- 3 中途入会支部員の会費は、9月末までは1000円、10月からは500円とする。
- 4 催事がある場合は、参加支部員から、別途徴収する場合がある。
- 5 会員本人の慶弔等には、会より5000円を歳出する。

(会計年度)

第19条 1 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

第20条 1 本支部の資産は次ぎに掲げるものとする。

- (1) 本支部に対する補助金・歳入金・寄贈品並びにこれに準ずる証券および利子。
- (2) 本支部が購入又は、作成した機材。
- (3) その他、議決により決定した金品。

(資産の管理及び報告)

第21条 1 本支部の資産は、支部長の責任において管理し、総会時に報告する。

第6章 規約の改正

(改正の手続)

第22条 1 この規約の改正は、支部員の2分の1以上が出席した総会で、過半数による議決を要する。ただし、委任状を持ってこれにかえることができる。

第7章 雑 則

(施行細則)

第23条 1 この規約を施行するために必要な事項は、役員会の決議を経て支部長が定める。
変更の時も同様とする。

2 支部員の個人情報は、本支部及び協力会の活動にのみ使用する。

附 則

- 1 この規約は平成17年4月1日より施行する。
- 2 この規約は平成20年4月20日、第18条の会費額変更及び慶弔費の追加を 行い施行する。
- 3 この規約は平成27年4月18日、第14条第1項の役員再任限度について変更を行い施行する。
- 4 この規約は平成29年4月1日、第11条の役員に会計を追加し施行する。
- 5 この規約は令和5年4月1日、支部名標記及び支部員証について変更を行い施行する。